

# 手配旅行取引条件説明書面

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)

## 第1条 手配旅行契約

「手配旅行契約」(以下「契約」といいます。)とは、トラベルエ - ジェンシ - フォ - ラム株式会社(以下「当社」といいます。)が、お客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をする事などによりお客様が宿泊その他の旅行に関するサ - ビスの提供を受ける事ができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

## 第2条 契約の適用範囲

このご旅行の条件は、表面記載によるほか当社の旅行業約款によります。当社の旅行業約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

## 第3条 手配債務の終了

当社が善良な管理者の注意をもって旅行サ - ビスの手配をしたときは、契約に基づく当社の債務の履行は終了し、満員、条件不相当等の事由により宿泊機関等との間で旅行サ - ビスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社に対し、旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)を支払わなければなりません。

## 第4条 手配代行者

当社は、契約の履行に当たって、手配の一部を手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

## 第5条 契約の申込

1. 当社と契約を締結するお客様は、所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出しなければなりません。
2. 前項の申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当社に支払うべき金銭の一部として取扱います。

## 第6条 契約の成立

1. 契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。
2. 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、申込金の支払を受けることなく、契約を成立させることがあります。この場合、契約成立日を書面に記載します。

## 第7条 契約内容の変更

1. お客様は契約の内容の変更を求める事ができます。この場合、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。
2. 前項のお客様の求めにより契約の内容を変更する場合、宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に必要な費用をご負担いただくほか、当社に対し所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとします。

## 第8条 契約の解除

1. お客様は、いつでも契約の全部又は一部を解除する事ができます。
2. 前項の規定にもとづいて契約が解除されたときは、既に提供を受けた旅行サ - ビスの対価として、またはいまだ提供を受けていない旅行サ - ビスに係る取消料、違約料その他の宿泊機関等に対して既に支払い又はこれから支払う費用をご負担いただくほか、当社に対し、所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。
3. 当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、契約を解除する事ができます。その場合も前項と同様に所定の取消手続料金及び取扱料金を支払わなければなりません。
4. お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サ - ビスの手配が不可能になったときは、契約を解除する事ができます。この場合、当社はお客様が既にその提供を受けた旅行サ - ビスの対価として、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を払い戻します。

## 第9条 旅行代金の変更

当社は、旅行開始前に宿泊機関等の料金の改訂、為替相場の変動などの事由により旅行代金を変更する事ができます。

## 第10条 旅行代金の精算

当社は、宿泊機関等に支払った費用でお客様の負担に帰すべきもの及び取扱料金と既に収受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後速やかに精算します。

## 第11条 団体・グル - プ手配

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者(以下「構成者」といいます。)がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本条の規定を適用します。

1. 当社は、契約責任者が構成者の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グル - プに係わる旅行業務に関する取引き及び業務を当該契約責任者との間で行います。
2. 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、申込金の支払を受けることなく、契約を成立させる事ができます。この場合、契約成立日を書面に記載し、契約責任者にその書面を交付します。
3. 契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出し、人数を当社に通知しなければなりません。
4. 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
5. 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に必要な費用は、構成者に帰属するものとします。
6. 当社は、契約責任者が団体・グル - プに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 第12条 当社の責任及び免責事項

1. 当社は、契約の履行に当たって、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
2. 次に例示するような事由により被られた損害につきましては、その責任を負いかねますのでご了承下さい。
  - 天災地変等で生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - 運送・宿泊機関等の事故・火災等で生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - 官公署の命令
  - 自由行動中の事故
  - 食中毒
  - 盗難
  - 運送機関の遅延・不通又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮とそれともなう変更料・取消料

## 第13条 お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなりません。

国内旅行傷害保険加入のすすめ

安心してご旅行をしていただくため、お客様自身で保険をかけられることをおすすめいたします。